

広島県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十六年二月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道二七五号	東広島市西条土与丸二丁目三五七番一地从先から 東広島市西条町吉行一八〇三番五地先まで	平成二六年二月四日